

県議会 9 月定例議会一般質問から

農業政策について

農業の抱えている課題は、TPP 問題・戸別所得補償制度のあり方、担い手確保対策、遊休農地対策、高齢化や販売農家の減少など農業構造の変化に対する対応、集落機能の低下による農村の崩壊・食料自給率の低下や福島原発に端を発した食料の安全性の問題など、日本農業の根幹にかかわる課題が山積しています。

・ TPP に対する県の対応について

野田新首相は 9 月の臨時国会において早期に結論を出したいとの表明をしています。

TPP 交渉等関連主要日程では、11 月 12 日から 13 日にハワイで開催される APEC 首脳会議前までには日本の方針を決定したいとの方向で動いています。

県内市町村では、交渉参加反対は 49 市町村、慎重な対応を求める意見書は 18 市町村提出していますし、県議会としても昨年の 11 月定例会で国民的合意が出来るまでは参加しないとの意見書を全員一致で採択しているものですが、今後県としてどのような対応をとられるか、また知事は庁内連絡会議から対策会議に移行するとの方針も出していますが、いつの時点で TPP 対策会議を設置されるか、また、本年 2 月定例会で私の質問に関係する多くの団体等から意見を聞きながら、県としての提言をとりまとめ国へ必要な対応を適時行っていくとの答弁でしたがとりまとめの状況と提言についてどのように考えているか。TPP と合わせて 2 国間で結ぶ FTA や EPA 交渉が進められています。TPP だけにとらわれず国際化の中で日本農業、長野県農業をどうしていくかが今問われているわけですから、私は国際化の中での長野県農業をどのように再構築していくか、そのためには国の支援もかせないわけですが、そのための具体的提言をするべきであって、TPP の動向だけで提言が遅れているのではおかしいと思う。

・ 戸別所得補償制度について

戸別所得補償制度は民主党のマニフェストの中核となる 4K の一つですが、3 党による主要政策見直しで合意をし、戸別所得補償制度については政策効果を検証し、必要な見直しを検討することとなっていますが、この制度について長野県としての政策評価はどのようにされているか

また、課題は何か伺います。戸別所得補償制度の生産費は全国一律となっています。長野県は全国一中山間地の耕作面積が多く、一戸当たり耕作面積も全国平均の約 2 分の 1、89 アールで、農業生産条件の不利な土地条件です。いわゆる全国一生産費が高いわけです。つまり、戸別所得補償制度に加入しても所得は全国一低い方にランクされるわけです。国ではこれを補うために中山間地直接支払い事業と農地、水、環境保全向上対策事業により生産費の補てんをする事業と位置付けています。

長野県の中山間地直接支払い事業のカバー率は 79.7%、前年より 3.3%減、農地水環境保全向上対策事業ではカバー率 11.5%で、しかも国の予算は農地、水、環境保全向上対策事業の方が、予算が多いわけですが、対象面積の 11.5%しか加入していないわけであります。

結果的に戸別所得補償制度に加入しても長野県は全国で一番所得が低い方になるわけです。この 2 つの制度の加入状況は市町村毎に大変ばらつきがあります。100%から 0%に近い差があります。

県としてこの二つの事業の推進は現在の戸別所得補償制度の加入には不可欠であると考えますが、今後の対応について農政部長に伺います。

・ 遊休農地対策について

2010年農林業センサスでは、長野県の遊休農地面積は17,210 haで、このうち約4,000 haは平成26年度までに山林に地目を変更することとしています。

また、約3,000 haは中期総合計画で平成23年度までに解消することとなっていますが、平成22年度までの達成面積は945 haで、目標の32%です。目標が達成されたとしても解消計画のない面積は、10,200 haもあります。長野県の遊休農地面積率は18.8%で全国平均の約2倍となっています。

国では5年間で遊休農地をすべて解消するため各種の事業で支援をしています。

にもかかわらず、長野県の全遊休農地面積に対して解消面積はたったの7%です。解消面積約3,000 haは市町村からの積み上げです。これでさえ達成率32%です。深刻な問題であります県の政策的解消計画が必要と思うが、どのような対応を考えているか知事に伺います。

実は遊休農地にカウントされない遊休農地がこの他にあるわけです。

それは、保全管理と言って何も作付けされていませんが、荒廃地にならないように管理をしているわけで、この面積が急激に増えている実態があります。

農業委員会でも掌握されていない部分でもあるわけです。

・放射性物質に関わる肉牛の全頭検査について

8月25日より県内で飼育され県内の食肉処理場に出荷される全ての肉牛を対象に全頭検査が始まりました。肉牛生産者からは消費者があつて肉牛生産が出来る安心安全を明確にすることは当然であり、ありがたいとの一致した見解です。

7月28日私達農業関係議員で知事に肉牛の全頭検査を早急に表明するよう要望致しましたが、農政部長は長野県には汚染された稲わらが入っていないこと、農用地の土壌からも放射性物質は検出されていない等から、全頭検査の必要はないとのコメントをし、翌29日知事は記者会見で畜産農家一戸につき一頭を検査する「全戸検査」を表明されました。

この時点ではすでに群馬県・新潟県・岐阜県など長野県をとりまく各県は全頭検査を表明しているにもかかわらず、全戸検査で十分であるとの見解でした。

この表明から4日後の9月2日知事は全頭検査をするとのコメントを発表しました。直ちに全頭検査を行う必要はないとの判断から一転全頭検査となった知事の安心安全対策の甘さや、生産者・消費者に対する軽い判断があつたのではないかと思わざるを得ませんが、知事の見解と至った経過について伺います。また、長野県に汚染された稲わらを使っていた東北地方の肉牛農家から270頭の子牛が導入されています。出荷まで一年余かかるこれらの牛や堆肥の対応について農政部長に伺います。

県産肉牛の安全確認の判断が遅れたことは、私はすべての危機管理の判断に共通するものだと思います。長野県の検査体制や検査機器整備の遅れは以前一般質問で指摘しておきましたが、この事が原因であるとも考えられますが、安心安全確保はどんなことをしても確保しなければならないと思います。

また、全頭検査はいつまで続けられるか合わせて伺います。

また、7月28日申し入れをした時点での検査機器の整備は万全であつたのか合わせて健康福祉部長に伺います。

・食料自給率向上対策について

2009年度の都道府県別の食料自給率は、北海道は187%、秋田175%、山形134%など青森・岩手・新潟・佐賀など7道県が100%以上で長野県は1%減少し、52%となっています。

長野県は園芸作物が全体の75%を占め、カロリーベースでいくと低くなると言っていますが、遊休農地17,210 haの有効利用や家畜の自給飼料率を高め、地産地消を推進するなど、食料の危機管理からも自給率を上げる必要があると思うが、その方策について農政部長に伺います。

また、中期総合計画の達成目標項目に食料自給率を入れるべきと思うが知事に伺います。

園芸王国と言われている青森県や山形県では、食料自給率100%を超えているわけです。本県でも少なくとも現在の1%落ち込んだ52%の状況で良いのか、改めて全県民が意識することも重要であると考えますが、知事に伺います。

県有財産の総合的利用について

私は会派の代表質問で、また一般質問でもこの問題について指摘をさせていただきましたが、各部局、教育委員会、警察本部等が管理運営している土地や建物について県有財産の視点から利用率や建設年次など検証し、既存の所有にとらわれることなく有効利用をしていくものですが、県は本年6月庁内にプロジェクトチームを発足させ、3つのワーキンググループにより議論をし、10月までに基本方針をまとめるとしてありますが、この基本方針の内容についてどのように考えているか、また、平成12年度以降の行財政改革の新たな方針づくりの中で、県有財産の総合利活用は歳出削減につながる有効的手法として全庁組織により骨子案を10月にまとめることにしています。ファシリティマネジメントの推進として今後どのように進められ、10月発表の骨子案の論点について現在までの検討状況を総務部長にお伺いします。

県有財産の総合的利用について今回の事業仕分けから問題点も出てまいりました。

それは、個々の財産が条例によって運用されている施設があり、効率的に利用したくても条例改正しないと出来ない施設が数多くあります。事業仕分けで明らかになった施設は県教育総合センターの維持管理事業で、総合センターの利用率は50%、宿泊施設の利用率は16%となっています。

条例で利用者は教育関係職員の研修及び生徒の実習となっており、教職員に限られているわけです。

この施設には県生涯学習推進センターが併設されています。平成19年に総合教育センターの付置機関となりましたが、条例により総合教育センターの利用は制限があり充分利用出来ないわけです。一般の社会教育や幼児教育、公民館活動などで利用したくても制限があるわけです。

このように県有財産の総合的利用の観点から、条例で利用者が特定されているため利用率が上がらないものです。まずこの総合教育センター設置条例の改正は必要と思うが、どのように考えるか

また、他の県有施設で利用者の特定に関わる条例を検証し改正する必要があるものについては、総合的利用の面から改正すべきと思う。

地域医療再生計画と本県の医療政策について

・地域医療再生計画について

国は、一昨年の地域医療再生計画の第二弾として、3次医療圏の医療供給体制の課題を解決することを目的として、予算総額2,100億円の地域医療再生計画を実施することとしました。

既に本県からも5月に84事業、金額的には申請上限額の120億円が申請されておりますが、まずこの地域医療再生計画の内容と今後の見通しについて、健康福祉部長にお伺いします。

次に、県は計画の策定において、「救急医療」と「がん対策」を主要なテーマに定め県内医療機関に事業の提案を募集しましたが、この事業の実施によって本県の救急医療とがん対策をそれぞれどのよう

な方向に導いていこうとする考えなのか伺います。

当基金からの補助率は、ハード3分の1以内、ソフト2分の1以内、医師確保対策や知事が特に必要と認める場合は10分の10以内となっていますが、計画に盛り込まれた事業を見ますと、大規模な施設整備や高額機器整備などもあり、総額120億円に収まるものであるのか心配するところですが、その状況について伺います。特に、そのうち国の査定がかからないとされている15億円の基礎額に該当する33の事業は、優先的に行うべき重要な事業と思われませんが、そもそも申請総額が15億円を大きく上回っていると、結果としてそれぞれの事業への補助額は予定している補助率を大きく下回ってしまい、応募した県内医療機関の自己負担が増え、実施自体が困難になる場合も考えられますが、そのようなことはないのか併せて状況を伺います。

報道を見ますと、東日本大震災で被災した東北3県を除く全国44都道府県から提出された総要望額は3,280億円と予算総額の2,100億円を大幅に上回っているとの事です。東北3県には既にそれぞれ120億円が確保されているとの事ですので、実質的には要望額が予算の倍以上になっており、実際の交付額は大幅に減額されることが見込まれる訳ですが、その際一律に補助率を予定の半分にしてしまうのか、優先順位の高い事業に絞り込んでしまうのか、その方針について伺います。

・知事のマニフェストと第6次保健医療計画について

私は今回の地域医療再生計画は、単に国からお金が来るので県内に公平に活用するとか、薄く広く全体の底上げに使うのではなく、必要な医療に重点的に集中投入したり、医師、看護職員などの限られた医療資源を有効に活用するために用いるべきであり、それを県民レベルでの検討を開始する良い機会になるのではないかと期待しているわけです。

知事は選挙公約で「医療資源の有効活用を進める」とされており、先月発表されたこの一年間の取組状況の自己評価では、「具体的な取組を実施しており、さらに充実・強化を行う」としています。

そこで知事としてこれまで、医療資源の有効活用にあたり、具体的にどのような取組みを実施してきたのか、そして、今後どのような充実・強化を図るつもりでいるのか伺います。

過日開催された医療審議会では「第6次保健医療計画」の策定に向けたスケジュールや策定委員会の要綱が示されましたが、知事として同計画にはどんな思いや方向性を組み込んでいくつもりか、併せて伺います。

先ほども申し上げましたとおり、地域医療再生計画だけでなく、今後策定する第6次保健医療計画も、すなわち本県医療の進むべき極めて重要な方向性を示すものですので、本県医療を薄く広く全体の底上げだけに注力を示すものではなく、進行する人口減少と高齢化をしっかりと踏まえて、医療資源の有効活用や、効率的で円滑な医療の提供を実現するものであってほしいと思います。

医師も看護師もいくら増やしてもいつまでも不足の状況が続いているのは、医療が専門化し、医療機関が細分化しているところに大きな原因があると思うわけです。

すなわち、現在の第5次長野県保健医療計画の大きなテーマにも掲げられている医療の機能分担や役割分担が十分に進んでいないからではないかと思えます。

非常に難しいテーマとは思いますが、医療機関に任せきりにしておくのではなく、県が強い方針を示して実効性ある保健医療計画を実現していただく事を切にお願いします。

答弁については県議会のホームページをご覧ください。